

富 楽 時

ふじよしだ

第130号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



下吉田中央コミュニティセンター(愛称名 富楽時) 竣工式

改選後、初の定例会開催される

2 特別委員会を設置 (演習場対策特別委員会、織物・観光等産業振興対策特別委員会)

平成二十七年六月定例会は、六月十六日開会され、十四日間の会期を終えて二十九日に閉会しました。

この定例会では、平成二十六年年度一般会計における継続費繰越計算書についてなど報告三件他、富士吉田市行政組織条例の一部改正など条例改正が四件、富士吉田市立病後児保育室設置条例の制定一件、市道の廃止一件、市道の認定一件、町の区域及び名称の変更一件、平成二十七年年度富士吉田市一般会計補正予算一件、工事請負契約の締結について五件、固定資産評価審査委員会委員の選任など人事案件二件、合計十六件の市長提出議案に加え、議員提案による富士吉田市議会委員条例の一部改正、特別委員会の設置、「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書」の提出を求める請願一件、それに付随した意見書一件、合計二十件をすべて可決、採択、同意しました。

なお、演習場対策特別委員会、織物・観光等産業振興対策特別委員会の正副委員長互選が行われ演習場対策特別委員会委員長に太田利政議員が、同副委員長に渡辺利彦議員、織物・観光等産業振興対策特別委員会委員長に奥脇和一議員が、同副委員長に渡辺幸寿議員がそれぞれ選任されました。

市政に対する一般質問は五人の議員が行い、執行者の考えをいただきました。

演習場対策特別委員会		織物・観光等産業振興対策特別委員会	
委員長	副委員長	委員長	副委員長
太田 利政	渡辺 利彦	奥脇 和一	渡辺 幸寿
委員	委員	委員	委員
戸田 元	奥脇 和一	太田 利政	渡辺 孝夫
渡辺 幸寿	渡辺 孝夫	渡辺 利彦	及川 三郎
横山 勇志	及川 三郎	渡辺 利彦	勝俣 米治
小俣 光吉	勝俣 米治	渡辺 利彦	桑原 守雄
秋山 晃一	桑原 守雄	渡辺 利彦	渡辺 貞治
羽田 幸寿	渡辺 貞治	渡辺 利彦	前田 厚子
宮下 宗昭	前田 厚子	渡辺 利彦	勝俣 大紀
鈴木 富蔵	渡辺 大紀	渡辺 利彦	渡辺 新喜
	渡辺 新喜	渡辺 利彦	渡辺 大喜

日程	内容
6月16日	本会議 (開会) 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託
22日	本会議 市政一般質問
24日	総務経済委員会 付託議案の審査
25日	文教厚生委員会 付託議案の審査
26日	建設水道委員会 付託議案の審査
29日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 (議員提案含む) 各議案の採決 富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について 人権擁護委員の推薦について (閉会)

6月定例会 会期日程

報告案件・即決案件の内容

報告第8号

継続費繰越計算書について(平成26年度富士吉田市一般会計予算)

【内容】

平成26年度から平成28年度までの3か年継続事業として進めております(仮称)富士の郷 食あいセンター整備事業」外2件につきまして、平成26年度の年割額のうち7億6195万7968円を翌年度へ逐次繰越したものの。

報告第9号

繰越明許費繰越計算書について(平成26年度富士吉田市一般会計予算)

【内容】

「まちづくり推進事業」外11件7億8340万2千円を翌年度へ繰越したものの。

報告第10号

繰越明許費繰越計算書について(平成26年度富士吉田市下水道事業特別会計予算)

【内容】

公共下水道建設事業4546万円を翌年度へ繰越したものの。

議案第49号

工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(建築主体)工事)

【内容】

契約金額9億3614万4千円で、川上建設・富士ハウス工業平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(建築主体)工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容は、鉄骨造2階建てで、延床面積3498.97㎡。

議案第50号

工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(空調換気設備)工事)

【内容】

契約金額2億6568万円で、サンエイ・広瀬設備平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(空調換気設備)工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容は、空調、換気等に係る設備工事一

式。

議案第51号

工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(給排水衛生設備)工事)

【内容】

契約金額2億7864万円で、スマイル設備・富士冷熱平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(給排水衛生設備)工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容は、給水、排水等に係る設備工事一式。

議案第52号

工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(電気設備)工事)

【内容】

契約金額2億7千万円で、桑原電業・宮川電気平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(電気設備)工事共同企業体と契約しようとするものであり、工事内容は、受変電設備等に

係る設備工事一式。

議案第53号

工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(厨房設備)工事)

【内容】

契約金額3億5640万円で、株式会社アイホー東京支店と契約しようとするものであり、工事内容は、炊飯システム等に係る厨房設備工事一式。

議案第54号

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】

委員の羽田眞氏の後任に、富士吉田市上吉田四丁目4番6号、望月哲氏を選任するもの。

議案第55号

人権擁護委員の推薦について

【内容】

富士吉田市下吉田四丁目15番6号、荒井繁氏、富士吉田市大明見五丁目3番10号、宮下善男氏、富士吉田市上暮地七丁目8番8号、滝口倉一氏、

及び富士吉田市松山三丁目6番13号、早川新氏を法務大臣に対し推薦するもの。

議案第56号

富士吉田市議会委員会条例の一部改正について

【内容】

富士吉田市の組織機構の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第57号

特別委員会の設置について

【内容】

富士吉田市議会に委員各20人をもって構成する演習場対策特別委員会、織物・観光等産業振興対策特別委員会を設置するもの。

議案第58号

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について

【内容】

議員全員による提案により本市議会から政府に対して地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を提出するもの。

委員会の審査から

総務経済委員会

文教厚生委員会

建設水道委員会

総務経済委員会

審査案件

議案第40号

富士吉田市行政組織条例の一部改正について

原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市基金条例」の一部改正で

例の一部改正について

議案第41号

富士吉田市基金条例の一部改正について

ありまして、魅力ある地域づくりを推進するため

のふるさと振興基金を、新たに設置することに伴

い、所要の改正を行うも

議案第48号

平成27年度富士吉田市一般会計補正予算

のであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(第1号)

審査結果

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

審査結果

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

本案は、「富士吉田市行政組織条例」の一部改正でありまして、本市発展のための政策の実現を強力に推進するため、新たにまちづくり部を設置することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

金8133万2千円、総務費国庫補助金3200万円、指定寄附金3千万円等を増額するものであり、歳出では、まちづくり推進事業費8361万4千円、公園管理運営事業費3140万円、ふるさと振興基金管理事業費2千万円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人口減少問題が取りざたされている中において、縁結び事業だけではなく、行政が主催するお見合いパーティーを開催してもらいたいとの要望がありました。

議案第42号

富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例の一部改正について

議案第43号

富士吉田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第44号

富士吉田市立病後児保育室設置条例の制定について

議案第47号

町の区域及び名称の変更に関する条例

請願第1号

「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書」の提出を求める請願書について

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、保護者の負担の軽減並びに市内の保育園、幼稚園の定員等の状況を鑑み、保育料の減額等を行うため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

文教厚生委員会

審査案件

議案第42号

富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例の一部改正について

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、保護者の負担の軽減並びに市内の保育園、幼稚園の定員等の状況を鑑み、保育料の減額等を行うため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

議案第43号

富士吉田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

議案第44号

富士吉田市立病後児保育室設置条例の制定について

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

議案第47号

町の区域及び名称の変更に関する条例

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」の一部改正でありまして、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

請願第1号

「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書」の提出を求める請願書について

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

本案は、「富士吉田市子どもための教育・保育給付に係る保育料に関する条例」において保

育料が規定されたため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められま
すので、原案のとおり可
決すべきものと決しまし
た。

本案は、「富士吉田市
立病後児保育室設置条例」
の制定でありまして、病
後児保育施設を設置する
ことにより、保護者の子
育てと就労を支援するこ
とも、児童の健全な育
成を図るため、所要の規
定を整備するものであり、
妥当と認められますので、
原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

本案は、町の区域及び
名称の変更でありまして、
「富士見町地区」の住居
表示につきまして、新町
名を富士見一丁目から七
丁目までとし、下吉田の
一部、新倉の一部を富士
見一丁目から七丁目に変
更しようとするものであ

り、妥当と認められま
すので、原案のとおり可決
すべきものと決しました。

本案は、「地方単独事
業に係る国保の減額調整
措置の見直しを求める意
見書」の提出を求める請
願でありまして、国保の
減額調整措置を見直すこ
と、また、その見直しに
あたっては、重度障害者
医療費助成制度など他の
地方単独の医療費助成制
度も検討対象として欲し
いとする願意に賛同し、
採択すべきものと決しま
した。



建設水道委員会

審査案件

議案第45号

市道の廃止について

議案第46号

市道の認定について

審査結果

本案は、市道の廃止で
ありまして、市道新倉南
線の供用開始に伴い、新
たに市道西丸尾団地通り
線及び西丸尾1号線を市
道認定することから、従
前の西丸尾団地通り線及
び西丸尾1号線を廃止し
ようとするものであり、
妥当と認められますので、
原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

本案は、市道の認定で
ありまして、市道新倉南
線の供用開始に伴い、新
たに西丸尾団地通り線及
び西丸尾1号線を市道認
定しようとするものであ
り、妥当と認められます
ので、原案のとおり可決
すべきものと決しました。

なお、議案第46号で新
たに市道認定しようとな
る西丸尾1号線には、各
所に柵が設置されており、
通常時は車両が通り抜け
できない状況であり、そ
の通行に支障をきたすよ
うに見受けられるが、今
後、車両の通行に関して、
近隣住民から要望等があ
った場合には、できるだけ
対応していただきたい
との意見がありました。



市道新倉南線

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問

6月

《抜粋》

及川 三郎 議員



まちづくりについて

1 回目の質問

まちづくりについては、行政はもとより、市民、企業、関連団体、そして議会が協働して創り上げていかなければ、到底成し遂げられない事業であると思う。市長は執行機関として、議会は議決機関として職務権能を分担しており、市長と議会とは、それぞれ職務の違いはあるが、対等の立場で相互に行き過ぎを是正し、車の両輪のごとく市政を正しく運営して行くものであると考えている。そこで、まず市長のまちづくりに対する議会とのス

タンスをお聞きかせ願う。

次に、今回の市長選の中で、堀内市長は当選後に取り組む事業について、精神的に訴えていたが、その中のひとつに「国道138号の4車線化に伴う沿道地域について、地域特性を活かしたまちづくりを推進する」という公約があった。地元住民が最も期待をしている国道138号の4車線化については、具体的にどのような整備を行うのか。また、いつ工事に着手できるのか、その見通し時期と、いつ頃の完成を目指しているのか現在の状況をお聞きかせ願う。

1 回目の市長答弁

私のまちづくりに対する議会とのスタンスについてであるが、及川議員の御発言のとおりで、市長と議会とは、それぞれ職務の違いはあるが、対等の立場で議論し、また協力し、市民のためにより良いまちづくりを推進して行くものであると考えている。次に、国土交通省の直轄

事業である「国道138号新屋拡幅」の進捗状況についてであるが、国道138号新屋拡幅事業4車線化については、上宿交差点から富士見公園前交差点まで約2.6km区間、道路幅員9.5mから24mへ拡幅し、慢性的な渋滞緩和を解消するための整備計画である。

周辺地域まちづくり検討委員会などによるワークショップで協議・検討した中で、国道138号拡幅に伴う沿線住民の生活道路として、機能の充実・利便性を図るため、新規歩道橋、新規交差点の設置要望箇所を確認し、また、国道138号拡幅工事に併せて既存の市道拡幅、新規の市道整備を実施していく。

次に、今後のスケジュールについては、国土交通省から国道138号沿線住民に対する幅杭・用地測量の設計説明会を7月に開催し、道路沿線の用地幅杭設置、用地調査などの用地買収の諸条件が整いつつある報告を受けている。

2 回目の質問

国道138号の拡幅整備は、地域住民に取っても、慢性的な交通渋滞や交通事故等が解消されるだけでなく、災害時の避難路として必要な事業であると私も考える。市長は、今回の所信表明

において、「門前町となる空間の整備」、「御師宿坊の街並み修景及び整備」に取り組む意思を明らかにされている。北口本宮富士浅間神社周辺と御師の街並み修景整備は、私の記憶から、本市にとって今だかつてない大規模な事業になるものと推測する。そこで、「門前町となる空間の整備」について、国道138号が4車線化する沿道地域と関連する構想なのか、また、タイムスケジュールはどのようなものになるのかをお聞きかせ願う。

次に、「御師宿坊の街並み修景及び整備」を、どのように進めていくのか、また、タイムスケジュールについてお聞きかせ願う。

2 回目の市長答弁

国道138号拡幅事業においては、本市の傾斜地という地形特性から事業実施後には、国道路面の北側に数メートルの段差が生じることとなる。

この段差を解消するため、国道138号拡幅事業の進捗に合わせて、北側エリアを面的に整備することにより、富士吉田市民共通の誇りである北口本宮富士浅間神社に相応しい空間として、整備を行いたいと考えている。

所信でも申し上げたとおり、市民の皆様はもとより、本市を訪れる観光客の皆様

にも世界文化遺産に認められましたが、「富士信仰の文化」に触れていただくとともに、富士登山や富士五湖観光の新たな拠点として、滞在型の観光や地場産品の開発・販売、富士登山に関する情報発信を進め、世界文化遺産登録の恩恵が市民の皆様にも、しっかりと享受できるようにして参りたいと考えている。

面的整備のスケジュールについては、早期の実現に向けて順次進めて参るが、国道138号拡幅の整備に併せて行うことになるので、具体的な年次については、拡幅整備事業の用地交渉や予算の兼ね合いもあることから、タイムスケジュールを含め、今後、具体的な構想づくりに着手して参りたいと考えている。

3 回目の質問

私は、神聖な雰囲気を感じさせる参道、日本最大の木造の大鳥居、奥に鎮座する拜殿・神殿などを有する北口本宮富士浅間神社は、訪れる人々に言い知れぬ感動や畏怖の念を抱かせる構成資産として、大変優れたものであると認識している。

国道138号が4車線化で24m幅の道路となり、歩行者の横断が容易ではなくなる。この事業で国土交通省は、当初、この区間の交通渋滞の解消、観光産業への貢献そして地域住民の快

適性や安全性を目的としていると説明したことを思い起こしてもらいたい。世界遺産のまちとして、特に浅間神社前の横断、博物館と道の駅との横断などには、景観に配慮して歩行者を安全な地下道で横断していたくべきと考える。そして、2.6kmの区間には、複数の横断場所が必要と考えるが、現時点での横断方法の考え方を示し願う。

先月5月26日に、国会で「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行された。市は治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に撤去や修繕の勧告、命令、そして強制撤去もできるという法律である。今回、市長の所信で、「御師宿坊の街並み修景及び整備」を図っていく考えを示していたのだが、老朽化の著しい危険な建物が御師宿坊の街並みにあることに、堀内市長の考え方を聞きかせ願う。

次に、市長は、所信において「門前町・御師宿坊の街整備」だけでなく、「リフレエリア・博物館エリア周辺整備」、「市内各地から望める美しい眺望、歴史や文化、立体特性など本市の魅力や潜在的な力を最大限に活用し、さらなる地域活性化におもてなしの充実を図る。」とされている。

この大型プロジェクトに対し、市は組織改編で「ま

ちづくり部」を新設とのことだが、どのような体制で、この大事業の実現を図っていくのか、堀内市長の考えをお聞かせ願う。

3 回目の市長答弁

国道138号が24mに拡幅されると交通安全上の理由から原則的に中央分離帯が設置されることになり、これにより右折が自由にできなくなる。

本市においては、国道138号での歩行者の安全な道路横断の確保及び周辺住民の利便性への対応を図るため、周辺地域の市道整備計画を策定して参る。

なお、地下横断歩道については、吉田小学校PTA並びに教職員の方々からは、地下横断歩道について「閉鎖された空間である」、「何か起きたときの対処ができない」等の多数の意見も寄せられており、近年全国における地下横断歩道での防犯面の安全性が課題となっていると伺っている。

このような状況を踏まえ総合的に判断した結果、国土交通省は、地下横断歩道の建設を断念したものと認識をしている。

また、博物館エリアと道の駅エリアの横断については、単に両エリアを結ぶだけでなく、富士山の眺望を最大限に活かせる方法について、国土交通省を始め、関係機関と協議を重ねて参

る。

次に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」と御師の町並み通りにある老朽化の著しい倒壊の恐れのある建物についてであるが、自治体には、国の基本指針に即した空家等対策計画を策定することが求められている。世界遺産にふさわしい町の形成、良好な景観の維持ができるよう、市内全域にある特定空家等に対し、この制度が適切に適用できるように、早急に空家等対策計画を策定し、対応を図る。

次に、まちづくり部の体制についてであるが、市域全体に及ぶ総合的な地域振興に関する調査、企画及び調整に関する事務について、専門的に所掌する新たな組織を設置することとし、本議会に関係条例を提出したところである。

新たな組織は、企画部、都市基盤部の組織の一部再編しながら、2課10数人程度の体制でスタートしたいと考えている。

選挙投票率について

1 回目の質問

先般4月26日行われた富士吉田市長選挙の投票率は74.74%、市議会議員選挙においても74.73%とほぼ同様の結果であった。市長選・市議選ともに前回より、

約5.6ポイント下回り、これまでの市長選・市議選において、初めて80%を割り、これまでの中で最低の投票率の結果であった。昭和26年以降、昭和の時代の10回の富士吉田市長選の平均投票率は95.36%、平成に入り今回までの選挙6回の平均は、83.4%、回を追うごとに低下している。

このような低下傾向が続けば、市政への関心が薄らぎ、有権者の政治離れが加速すると危惧される。

来年夏の参議院議員選挙から選挙権は、18歳以上を有権者とする法律が施行されるが、投票率の低下は、これまでの若者層の投票離れの原因が大きいといわれているので、さらに投票率の低下が危惧される。

投票率の低下が懸念される中で、18歳以上の若者層に投票を促す良い方法はあるのか、投票率の低下傾向を防ぐ対策をどのように考えているのかをお聞かせ願う。

1 回目の市長答弁

若者層に対しましては、政治や選挙への関心を高める機会として、模擬投票などの啓発活動を行うとともに、若者が日常的に利用するインターネット等の媒体も積極的に活用し、若者層への政治意識の醸成、向上を図っていく必要があると考えている。

次に、投票率の低下傾向

を防ぐ対策について、選挙管理委員会において、市の関係部署をはじめ、明るい選挙推進協議会や教育委員会との連携を図りながら、啓発活動の強化、また、投票機会の確保を目的に投票所などの投票環境の整備を行うっていく必要があると考えている。

選挙の投票率の向上等への対応については、あくまでも、選挙管理委員会が判断、実施するものであるが、行政の立場から本市の投票率の向上を図られるよう選挙管理委員会や関係機関と対策等について協議を行い、投票しやすい環境づくりに努めて参りたいと考えている。

2 回目の質問

今回、市内19ヶ所の投票所の結果で、有権者数で最も格差があるのは、中村会館の983人と吉田小学校の3713人で2730人の差、投票率で最も格差があるのは、向原会館の82.64%と吉田小学校の67.3%で15.34ポイントの差が生じている。

投票所地区別では、明見地区の3ヶ所の有権者数が6662人で平均投票率が82.13%、上吉田地区の3ヶ所の有権者数が9084人で平均投票率が68.59%と明見地区と上吉田地区では、有権者数で2422人の差、投票率で13.54ポイ

ントの差が生じている。上吉田の国道138号バイパスから南側に住んでいる方々は、投票所に行くにも遠距離であり、横町バイパスを横断しなければならぬという地域で、環境に大きな差があると思ってる。一概に投票率の差が各地区有権者数で影響すると言ふことを言っている訳ではなく、まず、各投票所の有権者数の平準化を目指すべきだと申し上げたい。

また、投票率の向上対策としては、期日前投票場所を増やすことも一案であり、公共施設等へ期日前投票所の増設は考えるべきと思うが、如何か。

来年夏から18歳・19歳の若者層が選挙人としてスタートする大事な時期であるので、これを機に有権者が投票しやすい環境を整えて投票率の向上を図り、政治に関心を持てる環境づくりに目指すべきと思うが、堀内市長の考えをお伺いする。

2 回目の市長答弁

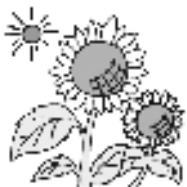
各投票所の有権者の格差と対策について、現在の投票所は、地域の実情を考慮し設定されたものであるが、及川議員御発言のとおり、時代とともに人口分布が変化し、各投票区の有権者数や、投票所までの距離等に格差が生じている。市民の皆様が投票しやすい環境整備は、適正な選挙の執行に

不可欠であることから、現在の投票所の状況を精査し、格差解消に向けて投票所の新設、統廃合などの再編を行うっていく必要があると考えている。

次に、期日前投票所の増設についてであるが、現在、期日前投票は、産業会館の1か所のみで行っているが、期日前投票者数が増加傾向にあることから、期日前投票所の公共施設への増設については、有権者の投票機会の拡大を図る有効な施策の一つであると考えている。

次に、18歳・19歳の若者層の投票環境の整備について、山梨県及び本市教育委員会と連携し、小中学生の時代から模擬投票等の啓発活動を実施していく必要があるものと考えている。

また、本市には、18歳・19歳の若者層が通学する昭和大学、看護専門学校があることから、同校の学生が選挙に関心を持ち、積極的に政治に参加できる環境整備のため、同校施設への期日前投票所の設置等についてもその可能性について検討する必要があると考えている。



全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問

6月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



国民健康保険税について

1回目の質問

「国保税が高い」「納めるのが大変だ」とこのような声を市民の皆さんから聞く。私が相談を受けた中でも、病気のために治療中だが、病気を直して働くためにも何とか保険税を納めて医療機関に通いたい。とか、病気のために、働く日数が少なく収入も低いので保険税を払うのが大変だ。という声を聞く。こうした国民の声に政府もようやく心えて2015年度から保険者支援制度を1700億円積み増すこととしている。国保政策の大きな変化である。

の減額の制度を検討すべきではないか。第三に現在8回に分けて納めている保険税を納めるのが困難な方については、さらに分割して納付できるようにすることを検討すべきではないか。

1回目の市長答弁

本市の国保会計は、平成24年度決算では23年に続いて3億円余りを基金から繰り入れるなど苦しい財政が続いていたが、国保税の引き上げを行った25年度決算では1億5千万円余りの赤字を出して基金も積み増している。このことは国保税の引き上げが大きすぎたということを示しているのではないかと。また、一般会計からの法定外繰り入れの金額を調べると26年度には1億円余りが繰り入れられている。これは子ども医療費等の窓口無料化に対して国庫負担の調整措置いわゆるペナルティーによるものだと思う。この措置については見直しを検討する国の動きがある。

まず、1点目の国民健康保険税の引き下げの検討であるが、平成25年度の税率改正の経過として、平成18年度から「国保加入世帯及び被保険者の減少」を背景に、国民健康保険税が減少する一方で、医療費は年々増加傾向を示していた。このような経過から、国民健康保険運営協議会においては、国民健康保険特別会計のあり方についての議論に着手し、平成25年度当初予算の編成段階で、約3億円規模の歳入不足額が見込まれる状況から、今後の医療費の増加や、国の施策による国保広域化に向けた制度改正等により、さらに厳しい財政運営が見込まれることを想定し、税率アップの改正を行ったところである。

平成25年度の決算については、約1億5千万円の赤字になったが、その主な要因として、歳入面では、保険税が当初予算より伸びたこと、歳出面においては、被保険者の減少に伴う医療費の総体的な減少によるものと認識している。

また、今後の国民健康保険特別会計の収支を試算すると、一人当たりの医療費の増加が見込まれることから、国民健康保険財政調整基金を充当せざるを得ないとともに、一般会計からの法定外繰り入れも予測されることである。したがって、現在、国民健康保険税の引き下げは、考えていない。

次に、2点目の市独自の減免制度、減額制度の検討についてであるが、低所得者世帯には、課税段階において所得に応じた保険税軽減措置を行っており、また、天災や倒産・解雇による非自発的失業など、納税が困難であると認められる方などについても、減免制度により対応をしているので、市独自としての新たな減免減額制度の拡大については考えていない。

3点目の期別納付困難者に対する分割納付の検討についてであるが、既に、納税相談として納税義務者の個別の事情に合わせて適宜対応しているところである。

オスプレイの飛行・訓練について

1回目の質問

米軍の新型輸送機オスプレイの飛行、および訓練についてお聞きする。

5月12日に日米両政府が2017年から米空軍が新型輸送機CV22オスプレイ10機を横田基地に配属すると正式発表した。配備後には夜間訓練及び低空飛行訓練を行うとされている。

北富士演習場にはすでに昨年8月と今年5月8日に米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイが飛来して離発着の訓練を行っている。夜間9時を過ぎても訓練が行われ、演習場近くの人は「とてもうるさかった」と感想を述べている。

に飛来している。地元要望として、この時期の演習場での訓練の縮小を求めているのだから、米軍の訓練についても同様にすることを求めているべきではないかと考えるがいかがか。

1 回目の市長答弁

まず、オスプレイの「安全性」に関する日米合意が北富士演習場でも適用されることを確認するべきではないかであるが、MV22オスプレイの富士北麓地域における飛行運用については、地元自治体の総意を取りまとめ、北富士演習場対策協議会長を発信者とし、当時の防衛大臣宛に要請文を提出し回答を受けている。

本要請内容としては、オスプレイの必要性・安全性及び今後の運用について、丁寧に説明することともに加えて、国の安全保障上、オスプレイの飛行運用が行われる場合に厳守することとする項目を示しており、その一番目の項目として、秋山議員が発言している平成24年9月の日米合同委員会合意が遵守されるよう米国内に要請することとしている。

また、昨年の飛行訓練前の8月7日には、北富士演習場対策協議会会長が国と面会して厳守項目について再度要請し、米国に対し、オスプレイの飛行運用に関し、日米合同委員会合意を

遵守するよう要請しているとの報告を国から受けているところである。

したがって、オスプレイの飛行運用に関しては、日米合同委員会合意の遵守について、地元自治体などの要請を国は重く受けとめ、対応しているものと認識している。

次に、観光シーズン中における訓練の縮小についてであるが、先ほどの要請文の厳守項目の一つとして、深夜・早朝、7月から9月までの観光シーズンにおいては訓練飛行を行わないよう米国内に要請することとしており、国からは北富士演習場周辺住民の方々に對する影響を最小限に留めるよう求めていくとの回答を受けている。

したがって、国と北富士演習場対策協議会との間で取り交わした要請及び回答を基本姿勢としつつ、国の対応状況を踏まえて、今後も対応していく。

子育て支援について

1 回目の質問

私たちがこの春に取り組んだ市民の皆さんへのアンケートにこのような声があった。「増税で何のために働いているのか、わからなくなる。生活が苦しくなるばかりで、子どもは一人だ

け」20代の女性の方の切実な声である。

そこで、国の制度よりはるかに素晴らしい制度になっている本市の子どもの医療費窓口での無料化についてお聞きする。

当市では中学3年生までが無料である。近隣の自治体では多くの自治体が同じように中学3年生まで無料としている。さらにこの3月に山中湖村、忍野村が相次いで高校3年生まで無料とすることを決めた。医療費窓口無料に対する国のペナルティーも見直されていくと予測される。このようなことから無料化の年齢をさらに拡大し、18歳までとして、高校卒業までは安心して医療を受けられるまことにすべきだと考えるがいかがか。

また、教育費の中で一定の負担となっている給食費について、引下げあるいは、生活困窮世帯への減額を検討すべきではないか。給食費の負担を引き下げ、将来的には無償化をめざすことが子育てNO1への市の施策の一つとなるのではないかと。答弁願う。

1 回目の市長答弁

まず、高校生までの医療費窓口無料化についてであるが、平成22年度に年少扶養控除が廃止されたことに伴い子育て世帯の負担軽減を目的として、中学生まで

の窓口無料化を実施した。18歳という年齢には、高校生と社会人が混在しているため、本市としては、導入当初の趣旨を踏まえ中学校3年生までを対象として窓口無料化を引き続き実施していく。

次に、学校給食費の引下げ及び生活困窮世帯への減額についてであるが、現在本市では給食費として、食料費を保護者の皆様に御負担いただいているが、その負担軽減を図るために食料費の一部を公費で負担している。

また、生活困窮世帯の給食費についても、就学援助制度により、全額公費負担し、軽減対策についても既に実施しており、今後においても、現行制度の充実を図り、より安心安全で魅力ある給食を提供していく。

したがって、現時点では給食費の引下げ、無料化は考えていない。

「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」について

1 回目の質問

政府が今の国会に提出し審議されている「平和安全法制整備法」「国際平和支援法」について市長の見解をお聞きする。これらの法案は「安全」という名称がついているが、実質的には

この法案が成立すれば、我が国を「海外で戦争する国」にする内容となっている。これらの法案に対しては、6月4日の衆議院憲法審査会で「立憲主義」をテーマに与野党合意の上に招致された参考人の憲法学者3氏がそろって、集団的自衛権行使を可能にする法案について「憲法に反する」との認識を示した。

市長はすでにマスコミなどのアンケートに答えるという形で、その考えの一端を明らかにしているところであるが、改めてこの危険な戦争法案、政府がすすめる日本を「海外で戦争する国」にしよとする動きに對して、どのような見解か。お伺いする。

1 回目の市長答弁

「この危険な戦争法案」、政府がすすめる日本を海外で戦争する国にしよとする動き」との秋山議員の御発言に関しては、法律の背景にある国際情勢や政府見解、法律制定趣旨に照らし合わせると、私の認識と相容れない考え方であることをまずもって申しておく。

また、これらの法律案については、現在、立法院である国会で審議中であり、特に集団的自衛権の行使に関しては、憲法解釈との関係で微妙な要素を包含していることから、国策として高度な政治判断の範疇の内

容であると認識しているの、地方公共団体の長としての見解を申すことは、差し控えていただく。

なお、秋山議員が御質問で引用しておりますアンケートについては、報道機関から問われた安全保障関連法案等に関する私の認識を回答したものである。尖閣諸島問題など日本を取り巻く安全保障環境に変化が生じており、国民の命とくらしを守る必要性が増大しているとの認識の下、集団的自衛権の憲法解釈の変更については、広くかつ深い議論を重ねるとともに国民への説明責任を十分果たす中で、拙速感を与えることなく国民の了解が得られるよう慎重に對してもらいたいとの主旨で回答したものである。

(第1・2・3 標題は紙面の都合上、2 回目、3 回目の質問・答弁は割愛させていただきます)



全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問

6月

《抜粋》

渡辺 利彦議員



地域創世における人口減少について

1回目の質問

私は、堀内市長が2期8年の実績と3期目に約束されたマニフェストが、多くの市民の皆様に高い評価を受け、36年ぶりに3期連続で市政運営の舵取りを担う市長の当選につながったと受け止めている。

市長の所信にもあるように、堀内市長は1期目において財政の健全化を押し進め、本市を県内13市の中でトップクラスの健全な財政を有する自治体へと牽引してきた。

また、2期目においては、

の勢いを計る指標として、大変重要な意味を有しているものと考えます。

そこで、現在多くの自治体が課題として抱えている「人口減少への対応」についてお伺いします。

東日本大震災発生直後の続投であったことから、市民の誰もが安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりに力を注いできた。

そして、3期目においては、これまでの行政実績を礎として、「豊かに暮らせる力強いまち、富士吉田」を標榜され、本市の魅力を最大限に生かしたまちづくりを強力に推し進めていくとの決意を表明されている。

3期目、しかも3期連続しての堀内市政のスタートは、施策の継続性という観点からも本市が大きく羽ばたく千載一遇のチャンスであると思われる。私も5期目の市議会議員として、堀内市長が展開する3期目の施策に対し、私なりの考えを述べながら、よりよいまちづくりに意を尽くしていくつもりである。

国勢調査は、国内の人口、世帯、産業構造などについて調査するものであり、国の最も重要かつ基本的な調査である。中でも人口は国

のUターン就職等が可能な職場の確保や独自の戦略、地域特性に応じた切れ目のない施策が必要であると考える。

国においては、安倍首相を本部長として「まち・ひと・しごと創生本部」が設置された。また、本市においても、人口減少に歯止めをかけるため、2月10日には、市長を本部長とする、富士吉田地域創生戦略本部を設置したとのことだが、現時点での本市の人口減少の状況等についてお聞きする。

1回目の市長答弁
渡辺利彦議員においては、5期目の市議会議員として、よりよいまちづくりに意を尽くしていかれるとの決意に接し誠に心強く思います。元総務大臣の増田寛也氏が代表を務める日本創成会議が、「地方都市消滅」を唱えたことで、「人口減少社会」、「消滅可能性都市」の議論がマスコミ等で大きく取り上げられている。本市においても、人口減少は避けることはできずいかに維持していくかが大きな課題となっている。人口減少状況等については、現在、富士吉田市人口ビジョンの策定に向けデータ分析を行っているところである。富士吉田市の人口は、国

勢調査の数字では平成2年をピークに平成7年には減少に転じており、本年度の国勢調査では、5年前に比べさらなる人口減少が想定されている大変厳しい状況にある。

転入・転出の推移を見ると、継続的に転出数が転入数を上回っており、「転出超過」の傾向が続いている。特に20歳から24歳の若年男女の東京圏への人口流出は顕著な状況である。

また、出生・死亡数の推移は、平成17年に初めて死亡数が出生数を上回り現在まで自然減の状況が続いていて、我が国全体の推移と同様の傾向を示している。

近年の本市の合計特殊出生率においては、山梨県の平均より、若干高い数値で推移しているが、近隣町村と比べると低い数値を示しており、これが、人口増加に繋がらない要因となっている。

人口減少の主な原因としては、特に若者の大学等への進学率の増加があげられ、昭和40年代前半は20%以下であったものが徐々に増加し、平成16年からは、75%から80%の間で推移していることや、卒業後、首都圏に就職先を求めるなどの理由が考えられる。20代前半男女の転出超過傾向が続いていることが、本市人口減

少の主な原因となっている。したがって、出生率の上昇につながる施策及び転入数の上昇につながる施策をとるに、人口減少に歯止めをかける施策を継続して推し進める必要があると考えている。

2回目の質問

厚生労働省の人口動態統計では、女性1人が生涯に出生する子供の推定人数を示す合計特殊出生率は、平成17年の1・26を底に緩やかに上昇してきた。しかし、先日発表された厚生労働省の人口動態統計では、平成26年の合計特殊出生率は9年ぶりに0・01ポイント低下し、1・42となることがわかった。また、昨年全国で生まれた新生児の数は過去最少を更新し、逆に死亡者数は戦後最多となり、死亡者数から出生数を引いた人口の自然減も過去最大の数字となっている。また、昨年全国で結婚したカップルの数も戦後最少になり、厚生労働省は「人口減少の流れはさらに加速する」との見方を示した。山梨県においても県人口が、27年ぶりに84万人を割り込んだ。このような状況の中、私は人口減少の問題は、本市にとっても今後避けて通れない非常に重要な問題であると認識している。

本市の人口減少も、全国の大都市同様深刻なものとなっていることに驚きをおぼせない。このままでは自然豊かな世界遺産のまちである本市の存続にもかかわる問題であり、未来を担う子供たちのためにも効果的な対策が必要と考えるが、本市の人口減少・維持対策としてどのような施策の展開を考えているのか。

2回目の市長答弁

人口減少・維持対策については、地方自治体において避けては通れない重要な課題であり、特効薬も無い状況である。地域特性を把握した効果的な企画立案、明確な目標と指標を設定することが大変重要である。

現在、本市では、人口減少問題の克服等に向け、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口ビジョン、地方版総合戦略を策定しているところである。

この長期的なビジョンをもとに推進する施策と合わせ、今年度より、さらなる市民の雇用促進を図り、市内定住人口の維持・促進を図るため、市内事業所全てを対象に離職者、又は、専門技術者である市民の方を雇用した事業所に対して支給する人材確保等雇用促進支援助成金制度を創設した。

本紙の将来を担う人材育成について

1回目の質問

さらに、現在、先行的な取り組みとして、5月に定住促進センターを設置し、本市への定住促進を図るための相談や、空き家等の案内を実施している。また、東京都及び本市において移住イベントを実施し、延べ130人を越える参加を頂き、その後8名の移住者の受け入れに成功している。

これらの取り組みに加え、定住を推進するため「定住促進奨励金制度」及び「縁結び奨励金制度」を導入すべく、本議会に補正予算として計上させていただいた。

いづれにしても、本市の未長い発展のためには、定住人口の維持のための大規模な雇用の創設や、富士山の世界文化遺産を生かした魅力あるまちづくりによる交流人口の増加等切れ目無い施策の展開が必要であり、行政はもとより市民・企業・民間団体等と連携し総力を挙げて取り組むことが重要であると認識している。

したがって、本格的な人口減少を克服するための施策については、今後「地方版総合戦略」として位置づけ、計画的にこの課題を解決するための施策を強力に推進していきたいと考えている。

市長は、3期目のマニフェストにおいて、これからの4年間の経営方針として6つの政策を掲げ、その中の1つに、「働く」いきいきと働けるまちに、大型産業集積エリアの整備を促進し、企業誘致を進めることにより、大きな雇用確保に努めるとある。

しかし、私はいくら企業を誘致しても、企業が必要とする人材の確保・育成ができないことには、企業の誘致や、定着は大変困難であり、経済活動を支える人材確保が定住人口の増加につながるものと考えている。現在富士北麓地域においては、県立の工業高校はなく、本市に工場等を持つ企業の多くから、特にものづくりに携わる人材の不足から、必要とする人材育成のための実践的な職業訓練や技能訓練を行う学校の整備が熱望されているところである。

また、議員活動等を通じ、多くの経営者や、子供たちの意見を聞く中で、地元企業への就職支援のためのものづくり等に特化した学校の必要性を痛感している。

そこで、私は、知事の提唱されているダイナミックやまなし「プラチナ社会構想」の1つで、「地域産業への人材供給のための県立高等専門学校設置」については、本市若者等の人材育成のためにも必要なものと考えているが、本市への「県立高等専門学校」誘致等の考えをお聞きする。

1回目の市長答弁

富士北麓地域の人口は、山梨県全体の約12%程度であるが、フアナック株式会社や株式会社牧野フライス製作所、株式会社加藤電器製作所、シチズン電子株式会社等の企業が集積し、県内の工業出荷額の約60%を占める電気機械器具、生産用機械、電子部品、デバイス等の製造における製品出荷額のうち、富士北麓地域においては、その約40%を生産している地域である。

本市においても、技術系の人材を求める企業ニーズが、景気の回復基調とともに年々高まっている。

しかしながら、現在、富士北麓地域においては、県立の工業高等学校はなく、企業のニーズに十分応えられないのが実情である。私も渡辺利彦議員御発言のとおり、いくら素晴らしい企業を誘致しても支える人材なくして企業は成り立たない

という思いを持っている。私自身も多くの経営者の皆様から、人材確保の相談を受けているところでもあり、県立高等専門学校の設置を強く望む1人でもある。

山梨県では、6月の定例会において後藤知事就任後初の政策予算には、県立高等専門学校の設置を含む産業人材の育成・供給の強化策を検討する費用などが盛り込まれたとの情報を得ている。

新しく設置するのが、既存の工業高等学校と産業技術専門学校の連携により同様の機能を持たせるのか、現時点においては、明らかにしていないが、先ほど答弁したとおり、製造業の集積地であるこの地域に、ぜひ必要な機関と考えるので、既に、後藤知事にも直接お会いし、誘致に向けてお願いをしたところである。

今後においては、さらに議員の皆様のお力添えをいただく中で、近隣町村長と連携を図りながら本市への誘致に向けてさらに積極的な県に働きかけていきたいと考えている。

2回目の質問

地域の産業に対して即戦力として活躍できる人材を供給するため高等専門学校等の誘致は、市内企業等への就職支援、定住人口の維

持、多くの交流人口を呼び込むための魅力ある地域づくりには必要な施策であると思われるので、誘致に向けて、私も積極的に協力していきたいと考えている。

特に教育や人材育成が、地域の発展や活性化には必要不可欠なものである。また、教育や人材育成には大変長い時間がかかることから、「高等専門学校」誘致活動と合わせ、既存の高等学校等を有効に活用し、今後地域特性や産業に特化した、教育プログラム提供に向け、地域産業界、山梨県等と今後検討する必要があると思うが市長の考えをお聞きする。

2回目の市長答弁

既存の高等学校等を活用した教育プログラムの提供についてはあるが、「高等専門学校」の設置については、国への許認可手続きや5年制の教育機関であることなどの課題もあり、相当の時間がかかるものである。このため、本市としては、地域産業界とも連携する中で、「高等専門学校」の誘致と併せ、既存高等学校に、富士北麓地域の産業に関わりの深い「工業技術科」や「観光産業科」などの新学科の設置を中心に、山梨県へ働きかけていきたいと考えている。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問

6月

《抜粋》

前田 厚子 議員



切れ目のない子育て支援策について

1回目の質問

現在の福祉ホールが、高齢者から子育て支援の拠点に生まれ変わると聞いています。その概要が市役所の玄関の一角に、パステルカラーで書かれた絵の下に、産後ケア機能を有する子育て拠点を整備しますと紹介されていた。そこで、お聞きする。

一点目、社会福祉協議会がこの6月から「言葉時」に移転する。福祉ホールでもあるこの施設は、子育ての拠点として改修されるが、今後どのような形で運営さ

れているか。お聞かせ願う。二点目、切れ目のない子育て支援策として、最も力を入れていただきたい事業に「産後ケア」の支援の充実があたりと言われている。出産後、特に1ヶ月間は、健康面の悩みや育児への不安などを抱えるのは母親である。このような、子育ての最大の環境となる母親の心身をサポートする「産後ケア」の支援が大変重要であり必要とされているが、本市が掲げた産後ケアの機能の内容をお示し願う。また、産後ケアの施設には、出産直後の母親をサポートするスタッフは、有資格者を含めてどのように配置される予定か。お聞かせ願う。

三点目、お産をする女性に寄り添い、生活に必要な様々なお世話をするのが「ドゥーラ」という職業、あるいは役割がある。研修と経験を積んだお産の知識を持つ「ドゥーラ」は、母親支援の専門職である。このような母親支援の専門職

の養成を産後支援の仕組みを構築していく上で取り組むことを提案する。市としてこの提案に対しての考えをお聞かせ願う。また、妊娠・出産・子育て支援の隙間を埋める具体的な対策や取り組みが、あったらお示し願う。

四点目、以前、不育症に係る治療費の公費助成について、お聞きした。また、検討とのご答弁をいただいたが、先日、山梨県としても、不育症の対策に上限なしの半額助成をしていくとの記事が大きく新聞に掲載されていた。そこで本市としても、この機会を逃すべきでは無いと思うが、検討している中で前進したことがあったら進捗状況をお聞かせ願う。

また、現在計画中の産前・産後ケアセンターにカウンセリングの体制を整えるとの内容だったが、具体的にどのような体制になるのか、お聞かせ願う。

五点目、子どもは産みたい、しかし子育てにお金がかかるのもう産めない。そうした若い夫婦の切実な声に国が、少子化に歯止めをかけることにも繋がるので、このような若い夫婦の希望を実現するために環境整備を行うことが重要と大綱を打ち出している。現に、埼玉県では、国の

多子世帯保育料軽減事業の交付金を申請するなかで県と市町村が連携し同一事業を広域で効率的に実施することにより、第3子の出産環境作りに寄与し出生率向上に取り組みを行っているとのことである。本市でも少子化対策に大きな風穴をあけるよう、出来る道を見つけて戴きたいと思う。3人目の保育料の条件無しを無料化に対して本市の考えをお聞かせ願う。

このように、妊娠初期から子育て期にかけての切れ目のない子育て支援を、組織を越えて行っているが、よりきめ細かな支援を行うため、産前・産後ケアセンターや子育て支援プランを策定する子育てケアマネージャー制度等の子育て包括支援体制を整えているところである。

二点目の産後ケアの内容については、妊娠期から保健師等の専門職による家庭訪問や健康相談、妊婦一般健康診査への助成、母親学級などを通し、出産・育児への支援を実施し、出産後には、生後4か月までの間に助産師等が全世帯を訪問し、母親の産後の健康状態の確認、子どもの成長や育児の悩みなどの相談にに応じている。

また、つとよいの広場事業、ファミリースポーツ事業、保育園や幼稚園、小中学校において、家庭や地域からの孤立を解消できるよう、庁内関係課や育児の状況を鑑みながら児童相談所等の関係機関との情報共有や担当者会議を開催し、行動を共にしつつ、専門職によるケアに努めている。

このように、妊娠初期から子育て期にかけての切れ目のない子育て支援を、組織を越えて行っているが、よりきめ細かな支援を行うため、産前・産後ケアセンターや子育て支援プランを策定する子育てケアマネージャー制度等の子育て包括支援体制を整えているところである。

1回目の市長答弁

一点目の福祉ホールの運営については、児童福祉部門の事業を中心に、市が運営主体となり、子育て支援事業を展開して参る。

本市の子育て支援対策については、妊娠期から保健師等の専門職による家庭訪問や健康相談、妊婦一般健康診査への助成、母親学級などを通し、出産・育児への支援を実施し、出産後には、生後4か月までの間に助産師等が全世帯を訪問し、母親の産後の健康状態の確認、子どもの成長や育児の悩みなどの相談にに応じている。

また、つとよいの広場事業、ファミリースポーツ事業、保育園や幼稚園、小中学校において、家庭や地域からの孤立を解消できるよう、庁内関係課や育児の状況を鑑みながら児童相談所等の関係機関との情報共有や担当者会議を開催し、行動を共にしつつ、専門職によるケアに努めている。

このように、妊娠初期から子育て期にかけての切れ目のない子育て支援を、組織を越えて行っているが、よりきめ細かな支援を行うため、産前・産後ケアセンターや子育て支援プランを策定する子育てケアマネージャー制度等の子育て包括支援体制を整えているところである。

二点目の産後ケアの内容については、妊娠期から保健師等の専門職による家庭訪問や健康相談、妊婦一般健康診査への助成、母親学級などを通し、出産・育児への支援を実施し、出産後には、生後4か月までの間に助産師等が全世帯を訪問し、母親の産後の健康状態の確認、子どもの成長や育児の悩みなどの相談にに応じている。

1回目の市民生活部長答弁

三点目の出産後の母親に寄り添い、心身共に支える取り組み、及び四点目の不育症の公費助成については、市民生活部長に答弁させる。

二点目の福祉ホールの運営については、児童福祉部門の事業を中心に、市が運営主体となり、子育て支援事業を展開して参る。

また、つとよいの広場事業、ファミリースポーツ事業、保育園や幼稚園、小中学校において、家庭や地域からの孤立を解消できるよう、庁内関係課や育児の状況を鑑みながら児童相談所等の関係機関との情報共有や担当者会議を開催し、行動を共にしつつ、専門職によるケアに努めている。

このように、妊娠初期から子育て期にかけての切れ目のない子育て支援を、組織を越えて行っているが、よりきめ細かな支援を行うため、産前・産後ケアセンターや子育て支援プランを策定する子育てケアマネージャー制度等の子育て包括支援体制を整えているところである。

二点目の産後ケアの内容については、妊娠期から保健師等の専門職による家庭訪問や健康相談、妊婦一般健康診査への助成、母親学級などを通し、出産・育児への支援を実施し、出産後には、生後4か月までの間に助産師等が全世帯を訪問し、母親の産後の健康状態の確認、子どもの成長や育児の悩みなどの相談にに応じている。

2回目の質問

一点目、児童福祉部門を中心とされる子育て支援事

また、これらの事業を展開するにあたり、助産師、保健師、看護師等の専門職を配置して参る。

三点目の出産後の母親に寄り添い、心身共に支える取り組み、及び四点目の不育症の公費助成については、市民生活部長に答弁させる。

二点目の福祉ホールの運営については、児童福祉部門の事業を中心に、市が運営主体となり、子育て支援事業を展開して参る。

また、つとよいの広場事業、ファミリースポーツ事業、保育園や幼稚園、小中学校において、家庭や地域からの孤立を解消できるよう、庁内関係課や育児の状況を鑑みながら児童相談所等の関係機関との情報共有や担当者会議を開催し、行動を共にしつつ、専門職によるケアに努めている。

業は、建物の改修がこれから始まるわけだが、事業のスタートは、いつからになるか。

五項目、3人目以降の子どもの保育料の無料化は、地方創生の中でも、3人以上の子どもを持てる環境を整備するという少子化対策のなかでも国が具体例をあげるなどして重要課題の一つとして積極的にとりあげている事業である。

この制度は、同一期に保育園を利用している就学前児童が2人以上の場合に保育料を助成する制度であるが、第1子が小学校にあがると第3子でも無料である。このような制度では不公平だとお母さん方から納得のいかないとの声が出ている。

一方、本市の、継続されているファミリーサポートの事業や県内初のB型肝炎&ロタウイルスの予防接種の助成事業などは、子育て支援策のなかでは、他市町村の中でも群を抜いている施策と子育てのお母さんたちの話題にのぼっている。

本市が子育てしたい町1にもう一步近づくと、この第3子の保育料の無料化を早期実現を考えると戴きたいが、いかがか。少子化対策は、他の市町村から何人移住させるかと考える前に、今住んでいる住民が喜んで

本市の良さを語り、定住化の推進をしていくことを最優先すべきではないか。

2 回目の市長答弁

一点目の福祉ホールにおける子育て支援事業の開始時期についてであるが、福祉ホールは、現在、改修工事のための設計業務を行っている。

また、改修工事については、平成28年12月末までに完了する予定であり、その後、新しくなった福祉ホールにおいて、子育て支援事業を実施して参る。

五項目の第3子の保育料の無料化については、今年度からの制度改正の状況を見極めながら、先ほど答弁申し上げたとおり、多子軽減や無料化について検討して参りたいと考えている。

他方、少子化対策については、晩婚化や未婚化、若い世代の都市圏への流出や働き方の変化等の複数の要因により、少子化が加速しているものと考えており、保育料の無料化を優先させることだけで少子化を解決できるものではなく、国や関係機関と力を合わせて取り組んで参りたいと考えている。

ふるさと納税について

1 回目の質問

本市もふるさと納税に力を入れることで自主財源を確保すると共に地域の魅力を発信出来るよう積極的にとりくむべきと考え、三点お聞きする。

一点目、2011年から昨年までの本市の年度別納税状況をお聞かせ願う。

二点目、寄附を戴いた方にお礼の気持ちとして、地域の物産品などが送られる。また、その寄附金の使い道も指定出来る。

本市においても、HPでその詳細が載っているが、おそらく富士山の世界遺産の町として多くの方がHPを見たことと思うが、残念ながらあまりに魅力の無い返礼品で、別の自治体に寄附の矛先を向けられた方も多いかと推察する。

そこで、お聞きするが、本市は観光の街でもある。市内の観光施設などを含め富士吉田市をアピールし、是非、本市に足を運んでいただけるよう工夫すべきだと思ふ。それには、地域での野菜を贈呈したり、地域の皆さんから特産品を応募していただきカタログなどで、紹介し納税された方から選んでいただくような、

ワクワクするような企画を練って戴きたいと思ふ。

ふるさと納税への今後の本市の取り組みをお聞かせ願う。

三点目、この寄附は、生まれ育った自治体や以前に住んでいた自治体に限定した寄附制度では無く住所地で無い自治体にも寄附出来る制度であり、個人的に応援したい自治体も寄附の対象となる。寄附額のうち、2千円を超える分が、個人住民税の約2割を上限に、自分が住む自治体に支払う所得税、個人住民税が控除される。

外から戴く寄附よりも、他市に魅力を感じて本市の住民が、他市への寄附が増えると、自分の所の自治体の税金が逆に減るという事も考えられる。

この様なことも考えた上で本市にプラスになるようなふるさと納税の仕組みを考えていただきたいと思ふ。どのようないい思ひをもっているかお聞かせ願う。

1 回目の市長答弁

平成23年から昨年までの本市の年度別納税状況についてであるが、平成23年度では5人の方から66万円、平成24年度では9人の方から205万円、平成25年度では38人の方から198万

2千円、平成26年度では58人の方から339万9千円の寄附があった。

次に、今後の取組み及びふるさと納税に対する思いについてであるが、ふるさと納税の返礼特典については、昨今テレビや新聞など様々なメディアで取り上げられ、全国的に注目を集めているところである。

また、本年4月からは、所得税及び住民税からの還付又は控除される金額が、これまでの約1割から約2割に引き上げられるなど、制度改正も後押しとなり、更にふるさと納税に対する注目が高まっていくものと認識している。

返礼品として本市ならではの特産品を選定するのはもちろんのこと、観光施設の利用券、観光ツアーへの招待など本市に直接足を運んでいただけるようなバラエティに富んだ魅力ある商品を選定することを計画している。

また、全国で多くの寄附を集めている自治体の例においては、民間企業が運営する「ふるさと納税専用サイト」を活用し、全国へこの情報発信をしている。この専用サイトでは、寄附者が簡単な操作で返礼品を選べる仕組みとなっており、利便性が高いことに加え、参加自治体の紹介や民間企業

ならではの情報発信力が大きく影響しているものと考えられる。

本市においても、魅力ある商品を全国へ発信するため、ふるさと納税専用サイトを運営する民間企業と連携する中で情報発信力を高め、全国のより多くの方へ、富士吉田市の情報やふるさと産品などの情報を届けられるシステムの導入を計画しており、本定例会において、関連予算を計上したところである。

他方、ふるさと納税は、本来地方自治体における重要な財源である。ふるさとを離れて生活されている方が、ふるさとへの県や市町村に寄附することにより、また、応援したい自治体に寄附することにより、「ふるさとを応援したい」、「ふるさとのために役に立ちたい」という思いを形にすることであると考えている。

現在、全国において返礼品の競争が過熱し、本来の趣旨がとれず忘れられかねない状況でもある。

このことを十分認識し、その上で、本市といたしましても、ふるさと納税の制度をしっかりと活用して、財源の確保を図るとともに、富士吉田市の情報発信や地場産品の開発・販路拡大を積極的に進めて参りたいと考えている。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね9月中を予定しています。

市政一般質問

6月

《抜粋》

渡辺 孝夫 議員



市道新倉南線 について

1 回目の質問

今年3月27日より供用開始になった市道新倉南線についてお聞きする。

新倉河口湖トンネル経由により、甲府方面には15分以上の時間短縮となり通勤にも一段と便利になった。通勤だけではなく県内の経済・文化交流にも貢献していると感じている。しかし、便利になると同時に、道路横断・道路進入などに不安も残ることも事実である。

現在、新倉郵便局前交差点の信号機より新倉河口湖トンネルまでの交差点には、信号機は設置されていない。

機設置の重要性を再確認していただいた。同時に、今後の早い時期の信号機設置に向けて力強い御協力を取り付けたところである。

また、5月14日には、関係者と共に富士吉田警察署を訪れ、署長に直接口頭で信号機の設置をお願いした。さらに、地元選出の県議会議員にも同様の要望もしている。

私は、平成25年12月定例会・平成26年12月定例会において、近隣住民・児童生徒の安全を確保するために、信号機の必要性を訴え一般質問を行ってきたが、いまだ結果が出ていない。信号機設置の陳情は、地元自治会・下吉田第二小PTA・下吉田第二小学校の連名で、平成25年9月30日付、平成27年2月17日付で2回出されている。

平成26年12月定例会の一般質問では、早急な信号機設置に向けて山梨県警察本部交通規制課、富士吉田署に対して引き続き粘り強く要望活動を行うなど最大限の努力をしていくと答弁されているが、その後の進捗状況をお伺いする。

私としては、5月の連休中に心配している地点で何らかの事故があり、早急に信号機の設置が必要であると感じている。平成27年5月8日付には国会議員を始めとする関係者の立会いの下、現地の視察が行われ、信号

機設置の重要性を再確認していただいた。同時に、今後の早い時期の信号機設置に向けて力強い御協力を取り付けたところである。

また、5月14日には、関係者と共に富士吉田警察署を訪れ、署長に直接口頭で信号機の設置をお願いした。さらに、地元選出の県議会議員にも同様の要望もしている。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

平成26年12月の一般質問の答弁では、歩行者等の横断対策については、当該交差点部分の横断歩道に歩行者を誘導することが、山梨県警察本部交通規制課より指示されていると答えているが、この点はどのように考えているのかお伺いする。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

しかしながら、利便性の向上とともに交通量が増加すると事故発生率の確率も上がることから、供用開始後、交通管理者である富士吉田警察署交通課に対し、事故件数について照会をしたところ、5件の交通事故があったとの回答をいただいた。

幸いにして重大な人身事故は発生していないとのことであるが、事故が発生したという事態は非常に残念に思う。

このため、更なる安全対策を検討すべく、渡辺孝夫議員御発言のとおり、5月8日の現地立会い及び5月14日の富士吉田警察署交通課への要望活動には、市道管理者である本市道路公園課職員も同席し、地域と一体となり安全対策の協議や信号機設置の要望活動を行うた。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

また、この地域には、小中学校があり、登下校の際の道路横断には、集団登校また、ボランティアの皆さんのご協力により何とか無事に過ごしている状況であるが、放課後は、新倉郵便局前信号機より以西は信号機が無く、どこでも自由に渡っている状況が見受けられ非常に危険な状況だ。ただ1箇所横断歩道が設置されている市道新倉通り線交差点（旭19分団ポンプ車庫西側）だが、子供、年配の方が横断歩道を渡りたくても、信号機はない。

2 回目の市長答弁

まず、市道新倉南線の安全対策についてであるが、各交差点への路側式標識、縁石鉾、路面標示等の施工並びに主要交差点への道路照明の設置及び旭19分団ポンプ車庫西側交差点全面への薄層舗装工事を既に発注しており、9月末までには工事を完了する。

次に、旭19分団ポンプ車庫西側交差点への信号機の設置についてであるが、市、地元、学校関係者等による度重なる要望活動により、

識されたところである。今後においては、一日も早い設置に向け、交通管理者と地下埋設物等の現地確認を行い、設置場所を決定していく。

市内を訪れる観光客対応について

1回目の質問

富士山世界文化遺産登録に伴い、富士吉田市を訪れる観光客が増加している。北口本宮富士浅間神社を始め、道の駅富士吉田、御師町、昭和レトロの街月江寺界隈、新倉山浅間公園等市内全域に渡っている。特に新倉山浅間公園は、4月の桜の見頃と重なり、多い日には1万人を超える人が訪れた。公園付近では、車と人の大渋滞が起き、市としても、対応不足で地元の人々の往来に支障をきたした経過がある。

元々、新倉山浅間公園は富士山撮影の聖地として有名なポイントである。富士山が世界文化遺産に登録されてからは、外国からの観光客も多く訪れるようになった。特に桜の季節には、富士山と桜そして五重塔である忠霊塔と日本的な風景を楽しむ事が出来るスポットとして注目を浴びている。

最初にこの風景写真を観た人は、合成写真ですかと尋ねた人もいるほどすばらしい景観である。この際、これだけの集客があるのだから一過性のものとするのではなく、市の活性化を考慮し、

地元の協力を得ながら桜祭りの開催等、イベントとして考える必要がある。6月には、地元の皆様の主催の「第1回新倉山アヤマ祭り」が富士吉田市の支援のもと、盛会に行われ多くの人が訪れた。秋の紅葉される事が予想され早急な観光客対策が必要だと考える。臨時駐車場、仮設トイレの設置等、官民一体となって検討すべきだが、今後どのような取り組みを考えているのかお伺いする。

また、新倉山浅間公園の集客力を市内全域に周遊する様な施策として、観光客を市内の広い範囲に波及させる工夫も必要だと思つがこの件についてどの様に取り組んでいくのかお伺いする。

1回目の市長答弁

現在の新倉山浅間公園は富士山と五重塔と桜を同時に眺望できる国内でも唯一無二のスポットとして、世界的にも高い評価と支持を受けている。特に、今年4月の桜の開花時期において

は、インバウンドの観光客も含め、国内外より大変多くの方々はこの公園を訪れていただいた。

一方、公園内の五重塔と富士山を同時に眺望できる場所は、5m以上の段差がある箇所であり、多くの方々がその場所へ足を踏み入れたことにより、桜などの自生している樹木の根が踏み固められ、木々の養生には好ましくない状況となっていることから、公園を訪れた方々が安全な環境の中で美しい眺望を楽しんでいただけるよう、景観を損なわず樹木の保護も可能とする擬木を使用した転落防止柵とデッキを整備する予定である。

今後における新倉山浅間公園への来訪者の対応については、地域の皆様と協働し、多くの方々がこの地を訪れていただけるようなおもてなしを基本としたイベント等を実施し、観光客のみならず地元地域の皆様からも喜ばれる観光施策を展開していく。

また、新倉山浅間公園へのアクセス、駐車場等の確保も含めた整備については、渡辺孝夫議員も御承知のとおり、公園周辺は住宅密集地域であり、道路の幅員も狭いことから、その課題解決に向けては、中長期的な対応が必要になるものと認識している。今般、新たに組織機構改革を実施し、まちづくりの特化した組織を編成し、早急に新倉山浅間公園を活用した当該地域のまちづくりを強力に推進していくところである。

次に、観光客等を、市内全域に波及させる取組みについてであるが、現在、写真撮影をして得点を競う「フットロゲイニング富士吉田2015」を実施し、市内散策に700名を超える多くの皆様を御参加いただき、大変好評をいただいたところである。

また、市内の飲食店を中心とした100以上の店舗の協力を得て、市内での飲食等のクーポンを配布して、市内への誘客を図ることとしている。

また、慶應義塾の知的支援を受けながら、魅力発信事業を実施している。この事業は、既に多くの観光客が訪れている北口本宮富士浅間神社や、ふじさんミュージアム等に富士吉田市内の魅力ある場所や商品、飲食店などを紹介する「富士山じかんカード」を設置し、そのカードを手がかりに、市内への誘導を図る仕組みである。

また、スマートフォンを活用したサービスについても開発を進めている。富士吉田においては、富士

吉田みんなの貯金箱財団等の団体により、空き家・空き店舗を活用したゲストハウスの整備や、新世界通り復活プロジェクトが進められている。

今後、これらの新しい魅力と合わせ、新倉山浅間公園や上吉田地区の観光拠点の観光客を、市内全域に波及させていく。

2回目の質問

新倉山浅間公園内の眺望スポットは、かなりの段差があり危険な場所である。早速6月の補正予算で樹木の保護を可能とするデッキと擬木を使用した転落防止柵の整備をするとの答弁があり、事故を未然に防ぐ為にも今回の整備は適切かつ迅速な判断だと評価している。

先ごろ「ここにはいつも富士がある」と題したガイドブックが作成され、市内の見どころを幅広く紹介している。

一つの市民からの提案だが、富士吉田市内には通称「上浅間」、「下浅間」、「新倉浅間」の3浅間神社があり、「富士吉田3神社巡りツアー」と称し宣伝するなどして、市内全域に観光客を誘導してはどうか。こうした市民の意見にも参考になる事が多いと思われるので、積極的に取り入れてい

ただきたいと思う。

また、富士吉田市をさらに国内外にアピールする絶好の機会として、新倉山浅間公園での桜の開花に合わせた（仮称）富士吉田浅間公園桜祭りなどの催しを企画し、おもてなしの心で、多くの皆様に喜んでいただける場として新倉山浅間公園をさらに活用していくべきであると考え、再度市長の考えをお伺いする。

2回目の市長答弁

まず、新倉山浅間公園の増加する観光客に対する都市基盤整備による対応については、私の3期目の公約の大きな柱でもあることから、魅力的なまちづくりを推進するため、新たな組織を編成し、新倉山浅間公園を活かした新たなまちづくりを強力に進めていく。

また、新倉山浅間公園の有効活用についてであるが、現在も多くの方々が訪れていることを踏まえ、渡辺孝夫議員御提案の桜の開花時期におけるイベントの開催も含め、地域の皆様や関係諸団体と協働し、当該公園を拠点として、歴史的に地域社会を育んだ地元の神社やお寺等の見学を含めた散策、及び新倉山周辺のトレッキングツアーの開催など、地域と一体となった観光施策の実施により、その活性化につなげていく。

議案等の処理結果（6月定例会）（賛成 / 反対 / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者）

議案番号	案 件	等付託委員会	太田利政	奥脇和一	渡辺孝夫	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	秋山晃一	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	審議結果	
報告第8号	継続費繰越計算書について(平成26年度富士吉田市一般会計予算)	6/16報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第9号	繰越明許費繰越計算書について(平成26年度富士吉田市一般会計予算)	6/16報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第10号	繰越明許費繰越計算書について(平成26年度富士吉田市下水道事業特別会計予算)	6/16報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第40号	富士吉田市行政組織条例の一部改正について	総務経済					議長																	可決
議案第41号	富士吉田市基金条例の一部改正について	総務経済					-																	可決
議案第42号	富士吉田市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例の一部改正について	文教厚生					-																	可決
議案第43号	富士吉田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教厚生					-																	可決
議案第44号	富士吉田市立病後児保育室設置条例の制定について	文教厚生					-																	可決
議案第45号	市道の廃止について	建設水道					-																	可決
議案第46号	市道の認定について	建設水道					-																	可決
議案第47号	町の区域及び名称の変更について	文教厚生					-																	可決
議案第48号	平成27年度富士吉田市一般会計補正予算(第1号)	総務経済					-																	可決
請願第1号	「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書」の提出を求める請願書について	文教厚生					-																	採択
議案第49号	工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(建築主体)工事)	6/29即決					-																	可決
議案第50号	工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(空調換気設備)工事)	6/29即決					-																	可決
議案第51号	工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(給排水衛生設備)工事)	6/29即決					-																	可決
議案第52号	工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(電気設備)工事)	6/29即決					-																	可決
議案第53号	工事請負契約の締結について(平成27・28年度(仮称)富士の郷 食あいセンター新築(厨房設備)工事)	6/29即決					-																	可決
議案第54号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	6/29即決					-																	同意
議案第55号	人権擁護委員の推薦について	6/29即決					-																	同意
議案第56号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	6/29即決					-																	可決
議案第57号	特別委員会の設置について	6/29即決					-																	可決
議案第58号	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について	6/29即決					-																	可決

委員会に付託された議案等の内容については、「委員会の審査から」をご覧ください。
報告案件・即決案件の内容については、「報告案件・即決案件の内容」をご覧ください。

年4回/15,000部市内全域配布

ふじよした議会だより
企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局
0555-22-0612(直通)

地ビールが楽しめるカフェレストラン

ハーベストエラス

Harvesterrace

mont-bell food service



道の駅富士吉田
ふじやまビール内

<http://www.fujiyama-beer.com/>

富士吉田市新屋1936
0555-22-3655
フジサンロクゴロー

有料
広告